

## 議案第32号

### 専決処分の承認を求めることについて

下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和4年6月3日提出

飯能市長 新井重治

### 記

- 1 飯能市税条例の一部を改正する条例

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年3月31日

飯能市長 新井重治

### 記

- 1 飯能市税条例の一部を改正する条例

## 飯能市税条例の一部を改正する条例

飯能市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第33条の7第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

附則第6条の2第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第23項中「附則

第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第24項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第6条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第8条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」を加える。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

第2条 この条例による改正後の飯能市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

飯能市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第33条の7 省略</p> <p>2～8 省略</p> <p>9 <u>法第321条の8第62項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 省略</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第71項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第33条の7 省略</p> <p>2～8 省略</p> <p>9 <u>法第321条の8第60項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 省略</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p>

16 省略

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の  
条例で定める割合)

第6条の2 省略

2 省略

3 法附則第15条第15項に規定する  
条例で定める割合は、5分の3（都  
市再生特別措置法（平成14年法律  
第22号）第2条第5項に規定する  
特定都市再生緊急整備地域における  
法附則第15条第15項に規定する  
条例で定める割合は、2分の1）と  
する。

4 法附則第15条第22項に規定する  
条例で定める割合は、2分の1と  
する。

5 法附則第15条第23項第1号に  
規定する条例で定める割合は、3分  
の2とする。

6 法附則第15条第23項第2号に  
規定する条例で定める割合は、2分  
の1とする。

7 法附則第15条第23項第3号に  
規定する条例で定める割合は、2分  
の1とする。

8 法附則第15条第24項第1号に  
規定する条例で定める割合は、3分  
の2とする。

9 法附則第15条第24項第2号に  
規定する条例で定める割合は、2分  
の1とする。

10 法附則第15条第26項第1号  
イに規定する設備について同号に規  
定する条例で定める割合は、3分の

16 省略

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の  
条例で定める割合)

第6条の2 省略

2 省略

3 法附則第15条第16項に規定する  
条例で定める割合は、5分の3（都  
市再生特別措置法（平成14年法律  
第22号）第2条第5項に規定する  
特定都市再生緊急整備地域における  
法附則第15条第16項に規定する  
条例で定める割合は、2分の1）と  
する。

4 法附則第15条第23項に規定する  
条例で定める割合は、2分の1と  
する。

5 法附則第15条第24項第1号に  
規定する条例で定める割合は、3分  
の2とする。

6 法附則第15条第24項第2号に  
規定する条例で定める割合は、2分  
の1とする。

7 法附則第15条第24項第3号に  
規定する条例で定める割合は、2分  
の1とする。

8 法附則第15条第25項第1号に  
規定する条例で定める割合は、3分  
の2とする。

9 法附則第15条第25項第2号に  
規定する条例で定める割合は、2分  
の1とする。

10 法附則第15条第27項第1号  
イに規定する設備について同号に規  
定する条例で定める割合は、3分の

- 2とする。
- 1 1 法附則第15条第26項第1号  
ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 1 2 法附則第15条第26項第1号  
ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 1 3 法附則第15条第26項第1号  
ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 1 4 法附則第15条第26項第2号  
イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 1 5 法附則第15条第26項第2号  
ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 1 6 法附則第15条第26項第2号  
ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 1 7 法附則第15条第26項第3号  
イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 1 8 法附則第15条第26項第3号  
ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 1 9 法附則第15条第26項第3号  
ハに規定する設備について同号に規定する。
- 2とする。
- 1 1 法附則第15条第27項第1号  
ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 1 2 法附則第15条第27項第1号  
ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 1 3 法附則第15条第27項第1号  
ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 1 4 法附則第15条第27項第2号  
イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 1 5 法附則第15条第27項第2号  
ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 1 6 法附則第15条第27項第2号  
ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 1 7 法附則第15条第27項第3号  
イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 1 8 法附則第15条第27項第3号  
ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 1 9 法附則第15条第27項第3号  
ハに規定する設備について同号に規定する。

定する条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

21 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

22 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

25～26 省略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 省略

2～8 省略

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 熱損失防止改修工事等が完了し

定する条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

21 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

22 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

25～26 省略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 省略

2～8 省略

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 熱損失防止改修工事が完了した



た年月日

- (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

10 省略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

12～13 省略

(宅地等に対して課する令和3年度

年月日

- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

10 省略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

12～13 省略

(宅地等に対して課する令和3年度

から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 省略

から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 省略

11 第六年 六年新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

12 六年新法附則第三十五条の二の六第十一項の規定の適用については、令和六年度から令和八年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、同項中「について確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書(当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年が令和二年から令和四年までの各年度である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の市町村民税に係る地方税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第一号)第二条の規定による改正前の地方税法附則第三十五条の二の六第十五項に規定する申告書(その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。以下この項において「旧申告書」という。))と、について連続して確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書(当該年が令和三年又は令和四年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の市町村民税に係る旧申告書)を連続して」とする。

13 第六条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)附則第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法(次項において「新令和二年改正前地方税法」という)第二十条の九の三第三項の規定は、令和四年十二月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税に係る同項に規定する更正請求書について適用し、同日以前に終了した事業年度分の法人の市町村民税及び同日以前に終了した連結事業年度分の法人の市町村民税に係る第六条の規定による改正前の地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)附則第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書については、なお従前の例による。

14 新令和二年改正前地方税法附則第八条第十一項及び第十三項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

15 (固定資産税に関する経過措置) 第十三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分(新法附則第二十四条の二の規定を除く。)は、令和四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

16 令和七年三月三十一日までの間に旧法第三百四十九条の三第二項に規定する一般ガス導管事業者のうちガス事業法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者が新設した同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に新設された同項に規定する償却資産に対する同項の規定の適用については、同項中「三分の二」とあるのは「三分の二」と「三分の二」とあるのは「六分の五」とする。

17 令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第一項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

18 令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

19 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第二十二号)の施行の日から令和四年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条第三十七項に規定する認可を受けた同項に規定する特定立地誘導促進施設協定に定められた同項に規定する特定立地誘導促進施設の用に供する土地及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

20 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十六項に規定する土地使用権を取得した者が整備する同項に規定する施設の用に供する土地及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

21 令和二年四月一日から附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十八項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

22 附則第一条第九号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十八項の規定は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和四年法律第一号)附則第一条第二項に規定する同法第二条の規定による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一号)第二十六条第一項の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされた同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十八項に規定する認定就農者の利用に供する同項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和二年四月一日」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和四年法律第一号)の施行の日」と、認定就農者」とあるのは「認定就農者(農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第一条第二項に規定する同法第二条の規定による改正前の」とする。

23 昭和三十八年一月二日から令和四年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五条の六第一項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

24 昭和三十九年一月二日から令和四年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五条の六第二項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

25 平成二十年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事(以下この条において「熱損失防止改修工事」という)が行われた同項に規定する熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

26 平成二十年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第十五条の九第十項に規定する熱損失防止改修専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

27 平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第十五条の九の二第四項に規定する特定熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

28 平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第十五条の九の二第五項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

29 第十四条 附則第一条第十号に掲げる規定による改正後の地方税法第三百八十二条の四の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第三百八十一条の二の規定による固定資産課税台帳(同条第一項ただし書の規定による措置を講じたものを含む)若しくはその写しの閲覧若しくは同法第三百八十七条第三項若しくは第四項の規定による土地名寄帳若しくは家屋名寄帳若しくはその写しの閲覧又は同法第三十条の十若しくは第三百八十二条の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む)の交付について適用する。

30 第十五条 第三条の規定による改正後の地方税法第三百八十二条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日以後にされる不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第七十六条の三第三項の規定による付記について適用する。

19 第五十三條第二十六項又は第三百二十一條の八第二十六項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する当該還付対象欠損金額の生じた事業年度最後の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三條第二十七項及び第三百二十一條の八第二十七項の規定の適用については、これらの規定中「第十四項各号」とあるのは、「附則第八條第十六項の規定により読み替えられた第十四項各号」とする。

附則第八條第二十項及び第二十一項を削る。

(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正) 第八條 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十一年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第八條第五項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の特例適用配当等申告書(道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)」を「年分の所得税に係る地方税法第四十五條の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある」と市町村長が認めるときを含む。一を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第六項第七号中「地方税法第四十五條の二の規定による申告に関する特例その他」を削り、同条第十項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)」を「年分の所得税に係る地方税法第三十七條の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある」と市町村長が認めるときを含む。一を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第十一項第七号中「地方税法第三十七條の二の規定による申告に関する特例その他」を削る。

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正) 第九條 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三條の二の二第七項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の条約適用配当等申告書(道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)」を「年分の所得税に係る地方税法第四十五條の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある」と市町村長が認める場合を含む。一を削り、同条第十三項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)」を「年分の所得税に係る地方税法第三十七條の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある」と市町村長が認める場合を含む。一を削り、同条第十四項第七号中「地方税法第三十七條の二の規定による申告に関する特例その他」を削り、同条第十五項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある」と市町村長が認める場合を含む。一を削る。

(航空機燃料課税と税法(昭和四十七年法律第十三号)の一部を次のように改正する。 附則第二項を次のように改める。

2 令和四年度分の航空機燃料課税の特例) (航空機燃料課税と税法の特例) 第一条第一項及び第三条第一項の規定の適用については、第一条第一項中「十三分の二」とあるのは「十三分の四」と、第三条第一項の表九月の項中「三月」とあるのは「三月から五月までの間の令和三年度分の航空機燃料税に係る調査決定額

(国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)第九條第二項において準用する会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第六條の規定による調査決定をされた額をいう。以下この項において同じ)の九分の四に相当する額と当該期間内の収納に係る令和三年度に所属する航空機燃料税の収入額から当該調査決定額を控除した額の九分の二に相当する額との合算額(当該調査決定額が当該収入額を超える場合は、当該調査決定額の九分の四に相当する額から当該超える額の九分の二に相当する額を控除した額(当該控除した額が当該収入額を超える場合は、当該収入額)に、同年の四月」と「航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「令和四年度に所属する航空機燃料税の収入額の十三分の四」とする。

(地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九條の規定による廃止前の地方税法特別税率等に関する暫定措置法の一部改正) 第十一條 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九條の規定による廃止前の地方税法特別税率等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一條の二中「第七百四十七條の五の二」を「第七百四十七條の六から第七百四十七條の十二まで」に改める。

(森林環境税及び森林環境課税に関する法律の一部改正) 第十二條 森林環境税及び森林環境課税に関する法律(平成三十一年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第十二條第二項中「第七百四十七條の五の二」を「第七百四十七條の六から第七百四十七條の十二まで」に改める。

附則第八條のうち地方税法第三百十四條の九第二項の改正規定中「申告書に係る年度分の個人の道府県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道府県民税」に改める。

(特別法人事業税及び特別法人事業課税に関する法律の一部改正) 第十三條 特別法人事業税及び特別法人事業課税に関する法律(平成三十一年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第七條第二号中「第七十二條の二十四の七第六項」を「第七十二條の二十四の七第七項」に改め、同条第五号中「課される法人」の下に「(地方税法第七十二條の二第一項第三号に掲げる事業を行う法人に限る。)」を加え、同条に次の一号を加える。

六 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により法人の事業税を課される法人(地方税法第七十二條の二第一項第四号に掲げる事業を行う法人に限る。)

六十二・五の税率を乗じて得た金額

第十四條第一項中「第五十三條第五十三項、第五十六項及び第五十七項」を「第五十三條第五十五項、第五十八項及び第五十九項」に、「第三百二十一條の八第五十三項、第五十六項及び第五十七項」を「第三百二十一條の八第五十五項、第五十八項及び第五十九項」に改める。

第二十條第二項中「第七百四十七條の五の二」を「第七百四十七條の六から第七百四十七條の十二まで」に改める。

(施行期日) 第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七條の規定 公布の日

二 第一条中地方税法第二十條の九の三第三項及び第七十二條の四十八の二第五項の改正規定、第四条中地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)附則第五條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第二十條の九の三第三項の改正規定、第五条中地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律

ら三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に四分の三を参照して三分の二以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

附則第十五条の二第二項中「前条第十三項若しくは第十四項」を「前条第十三項」に改め、同条第二項中「令和三年度」を「令和八年度」に、「第十四項若しくは第二十八項」を「若しくは第二十七項」に改める。

附則第十五条の三「令和三年度」を「令和八年度」に改める。

附則第十五条の六第一項中「昭和三十八年一月二日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、「第十五条の九の二第二項において同じ。」の下に「(住宅の新築に係る都市再生特別措置法第八十八条第一項の規定による届出に係る同条第三項の規定による勧告(以下この項において「勧告」という)を受けた者が、同条第五項の規定により当該勧告に従わなかつた旨を公表された場合における当該勧告に従わないで新築した住宅(その敷地の用に供する土地の全部又は一部が同項に規定する区域に含まれるものに限る。)を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条第二項中「昭和三十九年一月二日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改める。

附則第十五条の七第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「第十條第二号」を「第十一條第一項」に改め、同条第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の八第四項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の九第一項、第四項及び第五項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第九項中「平成二十年一月一日」を「平成二十六年四月一日」を「令和六年三月三十一日」から「令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「改修工事」を「改修工事その他の工事」で、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に、「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修住宅」に改め、同条第十項中「平成二十年一月一日」を「平成二十六年四月一日」に、「同年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に、「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修住宅」に改め、同条第十一項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修住宅」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第十二項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修住宅」に、「熱損失防止改修工事等」を「熱損失防止改修住宅」に改め、同条第十三項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修住宅」に改める。

附則第十五条の九の二第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成二十年一月一日」を「平成二十六年四月一日」に、「平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に、「特定熱損失防止改修住宅」を「特定熱損失防止改修住宅等住宅」に改め、同条第五項中「平成二十年一月一日」を「平成二十六年四月一日」に、「平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に、「特定熱損失防止改修住宅」を「特定熱損失防止改修住宅等住宅」に改め、同条第六項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修住宅等住宅」に改め、同条第六項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修住宅等住宅」に改め、同条第六項中「特定熱損失防止改修住宅等住宅」を「特定熱損失防止改修住宅等住宅」に改め、同条第七項中「特定熱損失防止改修住宅又は特定熱損失防止改修住宅等住宅」を「特定熱損失防止改修住宅等住宅又は特定熱損失防止改修住宅等住宅」に改める。

附則第十五条の十一第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十七条第六号イの表(2)中「令和四年度又は」を「令和四年度である場合であつて、当該土地が令和三年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第一号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下「令和四年改正前の地方税法」という)第三百四十九

条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が」に改め、同号ロの表(2)中「令和四年度又は」を「令和四年度である場合であつて、当該土地が令和三年度分の固定資産税について令和四年改正前の地方税法第三百四十九条の三(第十八項を除く)又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が」に改める。

附則第十七条の二第五項の表附則第十五条第十項、第十八項、第二十一項、第三十三項から第三十五項まで、第三十七項から第三十九項まで、第四十二項及び第四十三項、第十五条の二第二項及び第三十五項まで、第三十七項から第三十九項まで、第四十二項及び第四十三項、第十五条の二第二項及び第三十五項まで、第四十二項及び第四十三項、第二十一項、第三十三項から第三十五項まで、第三十七項から第三十九項まで、第四十二項及び第四十三項、第二十七項、第二十項、第三十二項から第三十六項まで、第三十九項、第四十項及び第四十四項」に改める。

附則第十八条第一項中「百分の五」の下に「商業地等に係る令和四年度分の固定資産税にあつては、百分の二・五」を加える。

附則第十八条の三第二項第二号ロ及び第四項第二号ロ中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和四年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十一条の二第一項第一号イ中「について」の下に「令和四年改正前の地方税法」を加え、同号ロ中「令和三年度分の固定資産税について」の下に「令和四年改正前の地方税法」を加え、同項第二号ロ及び同条第二項の表附則第十八条第六項第三号イの項中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和四年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十四条の次に次の一条を加える。

(令和三年度における固定資産税課税台帳に登録された価格に関する審査の申出の特例)

第二十四条の二 令和三年度分の固定資産税について附則第十八条第一項、第十九条第一項、第十九条の三第四項、第十九条の四第一項又は第二十一条の二第一項第一号ロ(同号ロの規定に基づき条例で定める割合として百分の百が定められている場合に限る)の規定の適用を受ける土地に對して課する同年度分の固定資産税に限り、第四百三十二条第一項中「日まで」とあるのは、「日まで及び令和四年四月一日から納税通知書の交付を受けた日後十五日を経過する日まで」と読み替えるものとする。

附則第二十五条第一項中「百分の五」の下に「商業地等に係る令和四年度分の都市計画税にあつては、百分の二・五」を加える。

附則第二十五条の三第二項第二号ロ及び第四項第二号ロ中「固定資産税について」の下に「令和四年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十七条の四の二第一項第一号イ中「について」の下に「令和四年改正前の地方税法」を加え、同号ロ中「令和三年度分の固定資産税について」の下に「令和四年改正前の地方税法」を加え、同項第二号ロ及び同条第二項の表附則第十八条第六項第三号イの項中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和四年改正前の地方税法」を加える。

附則第三十三条第一項及び第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第三項中「提出産業高度化・事業革新促進計画」を「提出産業イノベーション促進計画」に、「産業高度化・事業革新促進地域」を「産業イノベーション促進地域」に改め、「産業高度化・事業革新促進事業」の下に「政令で定めるもの」を加え、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第四項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第三十四条の二第三項及び第六項中、「第三十七條の八又は第三十七條の九」を「又は第三十七條の八」に改める。

附則第三十五条の二の第六項及び第十八項、第三十五条の三第八項及び第十八項並びに第三十五条の四の二第四項及び第十項中「第一項の二」を「同項の二」に改める。

附則第四十一条第三項中「附則第十五条第十八項」を「附則第十五条第十七項」に改める。

附則第十一条第一項中「農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画」に、「令和三年四月一日」を「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)の施行の日」に改め、同条第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第八項中「第十條第二項」を「第十一條第一項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第十三項を削り、同条第十四項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第四十二條の第四項第七号」を「第四十二條の第四項第七号」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項を第十六項とし、第十八項を第十七項とし、同条に次の一項を加える。

18 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第十二条の七に規定する認定医療機関開設者が同条に規定する認定再編計画に記載された同法第十二条の二第一項に規定する医療機関の再編の事業により政令で定める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和六年三月三十一日までにに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十一条の五第三項中「第七十三條の十四第六項」を「第七十三條の十四第七項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「第七十三條の十四第六項、第八項及び第九項」を「第七十三條の十四第六項、第九項及び第十項」に改め、同項の表第七十三條の十四第六項の項中「第七十三條の十四第六項」を「第七十三條の十四第七項」に改め、同表第七十三條の十四第八項及び第九項第一号、第七十三條の二十七の三第一項並びに附則第十一條第一項の項中「第七十三條の十四第八項及び第九項第一号」を「第七十三條の十四第九項及び第十項第一号」に改める。

附則第十一条の六中「第七十三條の十四第六項、第八項若しくは第九項」を「第七十三條の十四第七項、第九項若しくは第十項」に改める。

附則第十二条の九の次に次の一項を加える。

(国際博覧会の開催に伴う自動車税の非課税) 第十二条の九の二 道府県は、令和六年度分及び令和七年度分の自動車税に限り、公益社団法人二十五年日本国際博覧会協会が取得し、又は所有する一般貨切用のバスで国際博覧会に關する条約の適用を受けて令和七年に開催される国際博覧会の観客の輸送の用に供するものに対しては、第四百六条第一項の規定にかかわらず、自動車税を課することができない。

附則第十四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「固定資産税等の非課税」を付し、同条の次に次の一項を加える。

第十四条の二 市町村は、令和五年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、公益社団法人二十五年日本国際博覧会協会が国際博覧会に關する条約の適用を受けて令和七年に開催される国際博覧会(以下この条において「博覧会」という。)の会場内において博覧会の用に供する家屋及び償却資産若しくは第三百四十三條第八項に規定する埋立地等又は博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋及び償却資産に対しては、第三百四十二条、同項又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

附則第十五条第一項中「令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、同項第三号を削り、同条第二項中「令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、同項第五号中「使用する者が」を「使用する者(令和四年四月一日以後に供用を開始された同法第二條第三号に規定する公共下水道の同条第七号に規定する排水区域内の工場又は事業場(以下この号において「工場等」という。)において当該供用が開始された日直前を引き続き事業を行う者に限

る。)が当該工場等に」に、「四分の三」を「五分の四」に、「三分の二以上六分の五以下」を「十分の七以上十分の九以下」に改め、同条第三項及び第五項中「令和三年度」を「令和五年度」に改め、同条第七項中「平成二十二年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「五分の三」を「三分の二」に改め、同条第十一項中「第十九項」を「第十八項」に改め、同条第十四項を削り、第十五項を第十四項とし、第十六項から第十八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十九項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項を第二十二項とし、第二十二項を第二十三項とし、「第三十一項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十五項を第二十六項とし、第二十六項を第二十七項とし、同条第二十七項中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号)第二条第三項」を「再生可能エネルギー電気の調達の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号)第二条第三項」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号)第二条第二項」に、「同条第四項第六号」を「同条第三項第六号」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「この号」を「この号及び次号ハ」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項を第二十八項とし、第三十項を第二十九項とし、第三十一項を第三十項とし、同条第三十二項中「令和四年三月三十一日までの間に」を「令和七年三月三十一日までの間に新設した」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十三項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十四項を第三十三項とし、第三十五項を第三十四項とし、第三十六項及び第三十七項を削り、同条第三十八項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十九項中「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日」を「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)の施行の日」に、「同法第十五条」を「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)第十五条」に改め、「三分の二」の下に「当該土地及び償却資産のうち同法第二條第三項第八号に掲げる事業により整備する施設の用に供するものにあつては、当該土地及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の四分の三」を加え、同項を同条第三十六項とし、同条第四十項を同条第三十七項とし、同条第四十一項中「令和二年四月一日」を「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)の施行の日」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「農地中間管理事業の推進に関する法律第二十六條第一項の規定により公表された協賛の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされた者」を「同法第十九條第七項の規定による公告があつた同条第一項に規定する地域計画において同条第三項の規定により地図に表示された同法第四條第一項に規定する農用地等に係る同法第十九條第三項に規定する農業を担う者」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十二項を同条第三十九項とし、同条第四十三項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十四項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十五項を第四十二項とし、第四十六項を第四十三項とし、同条に次の一項を加える。

44 令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に特定都市河川浸水被害対策法第五十三条第一項の規定により指定された貯留機能保全区域(以下この項において「貯留機能保全区域」という。)内にある土地に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九條又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、貯留機能保全区域として指定された日の属する年の翌年の一月一日(当該指定された日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度か

第三百二十一条の八第七七項を同条第七十九項とし、同条第七十六項中「第六十四項」を「第六十五項」に、「第七十四項」を「第七十六項」に、「第六十項」を「第六十二項」に、「第六十三項」を「第六十五項」に改め、同項を同条第七十八項とし、同条第七十五項を同条第七十七項とし、同条第七十四項中「第六十項」を「第六十六項後段」に、「第七十一項」を「第七十三項」に、「第六十七項」を「第六十二項」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第七十二項中「第六十四項前段」を「第六十六項前段」に、「第六十九項」を「第七十一項」に、「第六十二項」を「第六十六項」に改め、同項を同条第七十一項中「第六十四項」を「第六十六項」に改め、同項を同条第七十三項とし、同条第七十項を同条第七十二項とし、同条第六十九項中「第六十四項前段」を「第六十六項前段」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第六十八項中「第六十五項」を「第六十七項」に、「第六十四項前段」を「第六十六項前段」に、「第六十六項」を「第六十八項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第六十七項中「第六十五項」を「第六十七項」に、「第六十四項前段」を「第六十六項前段」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第六十六項を第六十八項とし、第六十五項を第六十七項とし、同条第六十三項中「第六十項」を「第六十二項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第六十二項中「第六十項」を「第六十二項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第六十一項を同条第六十三項とし、同条第六十項中「第六十二項」を「第六十四項」に、「第六十三項」を「第六十五項」に改め、同項ただし番中、「磁気テープ」を削り、同項を同条第六十二項とし、同条第五十九項を第六十一項とし、第五十八項を第六十項とし、同条第五十七項中「第四十八項」を「第五十項」に、「第四十九項」を「第五十一項」に、「第五十項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第五十六項を第五十八項とし、第五十五項を第五十七項とし、同条第五十四項中「第五十六項」を「第五十八項」に、「第四十七項」を「第四十九項」に、「第四十九項」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第五十二項中「第五十四項」を「第五十六項」に、「第五十八項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十一項中「第四十一項」を「第四十三項」に、「第四十五項及び第四十六項」を「第四十七項及び第四十八項」に、「第四十七項」を「第四十九項」に、「第四十八項」を「第五十項」に、「第四十九項」を「第五十一項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十項中「第四十八項」を「第五十項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第四十九項を第五十一項とし、第四十八項を第五十項とし、同条第四十七項中「第五十二項」を「第五十四項」に、「第五十三項又は第五十六項」を「第五十五項又は第五十八項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第四十六項中「第四十一項及び第四十二項」を「第四十二項及び第四十三項」に改め、同項の表第四十一項の項中「第四十一項」を「第四十二項」に、「第四十四項」を「第四十六項」に改め、同表第四十二項の項中「第四十二項」を「第四十三項」に改め、同条第四十六項を同条第四十八項とし、同条第四十五項中「第四十一項及び第四十二項」を「第四十二項及び第四十三項」に改め、同項の表第四十一項の項中「第四十二項」を「第四十三項」に改め、同項の表第四十二項の項中「第四十二項」を「第四十三項」に改め、同条第四十五項を同条第四十七項とし、同条第四十四項第一号中「第四十一項」を「第四十二項」に、「第四十二項」を「第四十三項」に改め、同項第二号中「第六十九条第二十項」を「第六十九条第二十一項」に改め、場合の下に(同項第一号及び第三号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額と異なる場合に限る。)を加え、同項に次の一号を加える。

三 地方税法第十二条第十一項(第一号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合(同項第一号及び第三号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額と異なる場合に限る。)

第三百二十一条の八第四十四項を同条第四十五項とし、同項の次に次の一項を加える。  
46 対象事業年度について前項の規定を適用して第三十四項に規定する申告書の提出又は第三百二十一条の十一第一項若しくは第三項の規定による更正がされた後における前二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額として記載された金額又は当該更正に係る当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とされた金額を当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなす。  
第三百二十二条の八第四十二項中「この項」の下に「から第四十六項まで」を加え、同項を同条第四十三項とし、同条第四十二項中「及び第四十四項第一号」を「から第四十六項まで」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十一項中「次項から第四十四項まで」を「次項から第四十五項まで」に、「この項から第四十四項まで」を「この項から第四十六項まで」に、「この項及び第四十四項第一号」を「この項及び第四十五項第一号」に改め、「(前項の規定の適用を受けたものを除く。)」を削り、「申告書に添付された書類」及び「更正」の下に「のうち、最も新しいもの」を加え、「第四十三項及び第四十四項第一号」を「第四十四項から第四十六項まで」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十項の次に次の一項を加える。  
41 適用事業年度について前項(第一号及び第三号に係る部分に限る。)の規定を適用して第三十四項に規定する申告書の提出又は第三百二十一条の十一第一項若しくは第三項の規定による更正がされた後における前二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額又は当該更正に係る当該適用事業年度の税額控除額とされた金額を当初申告税額控除額とみなす。  
第三百四十九条の三第二項中「第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者」の下に(同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者を除く。以下この項において同じ。))を加え、「同条第五項」を「同法第二条第五項」に改める。  
第三百八十二条第一項中「その旨」の下に「その他総務省令で定める事項」を加える。  
第三百八十二条の二第一項中「次項」を「以下この条」に「写し(当該固定資産課税台帳の備付けが第三百八十条第二項)を「写し(当該固定資産課税台帳の備付けが同項)に改め、「次項及び」を削り、同項に次のただし書を加える。  
ただし、当該部分に記載をされている住所が明らかにされることにより人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合その他当該部分又はその写しを閲覧に供することが適当でないとき認められる場合には、当該部分に総務省令で定める措置を講じたもの又はその写し(当該固定資産課税台帳の備付けが第三百八十条第二項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合には、当該総務省令で定める措置を講じたものに記録をされている事項を記載した書類)を閲覧に供することができる。  
第三百八十二条の二第二項中「により固定資産課税台帳」の下に「同項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。以下この項において同じ。」を加える。  
第三百八十二条の三に次のただし書を加える。  
ただし、当該証明書に記載されている住所が明らかにされることにより人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合その他当該証明書を交付することが適当でないとき認められる場合には、当該証明書に総務省令で定める措置を講じたものを交付することができる。  
第四百二十二条の三中「その基準年度の価格又は比準価格」の下に「その他総務省令で定める事項」を加える。  
第六百二条第二項中「日(以下本項)を「日(以下この項)に、以下本項」を、以下この項」に改め、同項第一号口中「第三十七条第四項第一号」を「第三十七条第三項第一号」に改め、同項第二号中「本項」を「この項」に、「本号」を「この号」に改め、同項第三号中「本号」を「この号」に改める。

(抜 粋)

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第一号

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。  
第二十条の五の二第二項中「第五十三條第六十五項」を「第三百二十一条の八第六十項」を「第三百二十一条の八第六十二項」を「第五十三條第七十七項」を「第五十三條第七十九項」に、「第三百二十一条の八第七十四項」を「第三百二十一条の八第七十六項」に改める。

第二十条の九の三第一項第一号中「又は」を「、又は」に改め、同条第三項中「更正前の課税標準等又は税額等、当該」を削り、「詳細」の下に「、当該請求に係る更正前の納付し、又は納入すべき税額及び申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額」を加え、同条第六項中「納付し」を「納付し」に改める。

第二十四条第六項中「第五十三條第六十三項から第七十九項まで」を「第五十三條第六十五項から第八十一項まで」に改める。

第二十四条の二第五項の表第五十三條第五十八項の項中「第五十三條第五十八項」を「第五十三條第六十項」に改める。

第四十五条の三の二の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 所得割の納税義務者(合計所得金額が千円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(第三十二條第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。次条第一項において同じ。)の氏名

第四十五条の三の三の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「あつて」の下に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が九百円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第五十條の二に規定する退職手当等)に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。をいう。第二号において同じ。又は」を、「控除対象扶養親族」の下に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 特定配偶者の氏名

第五十二条第二項第三号中「第六十四項第一号」を「第六十六項第一号」に改める。

第五十三条第一項及び第二項中「第五十八項」を「第六十項」に改め、同条第四項各号中「第五十三項第四号」を「第五十五項第四号」に改め、同条第三十九項中「第四十六項」を「第四十八項」に、「第四十一項及び」を「第四十二項及び」に、「及び次項」を「から第四十一項まで」に、「及び第四十一項」を「から第四十二項まで」に、「この項において」を「この項から第四十一項までにおいて」に改め、同条第四十項中「法人税法第六十九條第十六項の規定の適用がある」を「次に掲げる場合のいずれかに該当する」に、「前項」を「同項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 法人税法第六十九條第十六項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合(同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。)